

議案第192号

平成30年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計補正予算

平成30年度川崎市の生田緑地ゴルフ場事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ532,751千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成30年11月26日提出

川崎市長 福田紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出

歳 入

款	項
3 市 債	
	1 市 債
歳 入 合 計	

歳 出

款	項
1 ゴ ル フ 場 事 業 費	
	1 ゴ ル フ 場 事 業 費
歳 出 合 計	

予 算 補 正

補 正 前 の 額	補 正 額	計
千円 —	千円 60,000	千円 60,000
—	60,000	60,000
472,751	60,000	532,751

補 正 前 の 額	補 正 額	計
千円 72,552	千円 60,000	千円 132,552
72,552	60,000	132,552
472,751	60,000	532,751

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
生田緑地ゴルフ場整備事業	千円 60,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0% 以 内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。